

## 「大学が記述式試験の採点を行う場合に検討すべき論点・課題」について【未定稿】

国立大学協会の「大学入学希望者学力評価テストの実施時期等に関する論点整理」（平成 28 年 8 月 19 日）で指摘された「大学が記述式試験の採点を行う場合に検討すべき論点・課題」について、現時点での考え方は以下のとおりです。

（今後の検討・準備グループ等での検討を踏まえ、更に具体化する予定）

## ※大学入学希望者学力評価テストにおける記述式問題の導入の趣旨について

高大接続改革は、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜を一体的に改革するものであり、大学入学者選抜改革は、高等学校教育と大学教育の双方の改革充実に資するものとなることが重要です。

高等学校教育の改革充実という観点からは、高等学校学習指導要領が狙いとするところを大学入学者選抜でよりの確に評価することが重要です。特に記述式問題を考えるに当たっては、現行の高等学校学習指導要領が、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むため国語をはじめとする全教科において「言語活動」を充実することを目標として定めていることを考慮する必要があります。「言語活動」の充実は、大学における初年次教育のより効果的な実施など大学教育の改革にも資するものとなるでしょう。

高等学校教育の改革充実に促進するという観点からは、高校卒業者の約 5 割、大学入学志願者の約 8 割に当たる約 56 万人が志願する大学入試センター試験をいかに改善するのが重要な鍵となります。

国公私立大学の参画の下、共通テストに記述式を導入し、より多くの受験者に課すことで、いわゆる条件付記述式という形式にはなりますが、高等学校に対し、能動的な学習をより幅広い形で促していく大きなメッセージになります。

また、あわせて、高大接続システム会議「最終報告」では、各大学の個別選抜においても記述式の導入が求められています。そこでは、より解答の自由度の高い記述式問題なども含めた作問の改善や小論文等の導入などの改善・充実が想定されています。

このように、共通テストと個別選抜の双方において、それぞれの特質を踏まえながら、記述式の充実を図ることにより、高等学校教育・大学教育の改革充実により大きな好影響を与えることが期待できると考えています。

## 1. 新テストの共通試験としての性格

全ての問題を統一的に採点処理しなければ、共通試験としての性格が失われるのではないか。

大学入試センター試験は、法律上、「大学が共同して実施する」ものであり、大学入試センターは、この試験に関し「一括して処理することが適当な業務を行う」となっています（大学入試センター法第13条第1項第1号）。今回の新テストにおいても、その位置づけを引き継ぐこととしています。

これまでの共通テストでは、「一括して処理することが適当な業務」として、作問だけでなく採点まで含めてセンターが実施しているところですが、記述式問題については各大学が採点することとなれば、その部分は大学入試センターが一括して処理する業務からは外れることになります。

ただ、一方で、共通一次試験からの経緯をたどると、そもそも共通テストは高等学校における基礎的な学習の達成の程度を判定することを基本として、高等学校学習指導要領に準拠して、難問・奇問を排した良質な試験問題を提供することにより、高等学校教育に好影響を与えることを目指して実施されてきたところです。

今回の共通テストへの記述式問題の導入に当たっても、良質な試験問題の提供という観点からは、記述式問題の作問を一括処理することとなりますので、共通テストのこうした基本的なねらいは維持されるものと考えています。

## 2. センターによる採点基準の設定等

センターはどの程度の採点基準を示すのか。解答例や採点例まで示すのか。段階別表示の方法を含め、各大学における採点にどの程度の裁量を与えるのか。

センターによるクラスタリング等の前処理によって、各大学の負担はどの程度軽減されるのか。

センターで3段階程度の大まかな段階評価を行い、それをそのまま使うか、さらに詳細な評価を行うかは各大学に任せるといような制度設計はあり得るか。

共通テストにおける国語の記述式は、高等学校学習指導要領に準拠して、センターが作問することとなるので、採点基準についてもセンターが作成して提供することになります。

各大学における円滑な採点に資するよう、採点基準等の内容や段階別表示の考え方（内容、項目、表示方法等）、センターにおいて行う解答の処理の内容について明確化していきます。

記述式に関する大学への提供データの範囲については、例えば、別紙のようなイメージが考えられます。この中で、センターと各大学の役割分担については、例えば、

- ① センターが解答の内容（解答要素）についても、一定の条件適合性の確認を行った上で（段階別表示を行うことを含む）、大学に提供。具体的な活用方法は、各大学の判断に委ねる。
- ② センターが解答について、条件適合性（形式面）の確認を行い、各大学にデータを提供。各大学が必要に応じ独自の採点を行う。

などが考えられます。今後、更に大学関係者や専門家等の意見を踏まえ、具体化を図っていきます。

### 3. 各大学における採点

自ら作成したものではない試験問題について、出題意図や採点基準の的確な把握と採点者間の共通理解の下に、責任ある採点ができるか。結局、作問も各大学が行う方が良いということにならないか。

受験者が前期・後期など複数大学を受験する場合、同一答案について、大学により点数に差があっても問題はないか。

大学入学者選抜は、各大学が作問・出題し採点することが基本であると考えています。一方、共通テストが構想され実施されてきた教育的・社会的な意義、記述式問題について各大学に採点を行っていただく場合の考え方は、1. で記したとおりであり、この点を十分ご理解いただきたいと思います。

採点基準についてはセンターが作成し、各大学に提供することとしており、各大学においても採点者間の共通理解のもと、採点することが可能と考えます。

特に共通テストで用いる条件付記述式では、小論文や自由記述と異なり、客観的な採点が可能となるような条件を設定することになります（一方で、各大学は、小論文や自由記述での作問に当たって、独自性を出していただくことが期待される場所です）ので、上記により採点基準を作成提供し、採点結果において、大学間で顕著な差が生じないようにしたいと考えます。

なお、競争試験での公平性は、合否判定の単位となる出願区分ごとに公平な扱いをすることですので、複数大学を受験する場合に大学間で仮に点数の差が生じたとしても、公平性に問題があるということではないと考えます。重要なことは、各大学の個別試験でも同様ですが、同一出願区分内の採点者間での共通理解を確保し、公平性を担保することですので、センターの作成する採点基準ができるだけ明確なものとなるよう努力したいと考えます。

### 4. 第1段階選抜、推薦入試・A0入試における新テストの結果の利用

各大学が第1段階選抜を実施する場合や推薦入試・A0入試において新テストの結果を利用する場合には、記述式以外の点数のみを利用することでよいか。

上記の場合において、記述式以外の点数のみを利用することも可能とする方向で考えています。その場合も、基本的には各大学の判断ですが、記述式の結果についてもできるだけ多くの大学に利用していただけるよう方策を検討していきます。

### 5. 実現可能性・セキュリティの確保

新テストを受験した全受験生の中から、出願のあった各大学別に受験生の答案を整理・選別し送付すること等が物理的に可能なのか、また、送付する(複数大学に送ることもあり得る)ことによる漏えい、紛失等を防止するための技術的な措置は可能か。

現行のシステムでも、受験者の成績については、セキュリティ対策をとりながら、電子的に各大学に提供しています。

記述式問題について各大学が採点する方式をとる場合においても同様に、各大学に個々の受験者の答案及び一定の処理をした結果を、電子的に提供することは可能と考えられます。

答案を処理・提供する具体的なシステムについては、センターを中心にセキュリティ対策を含め構築してく予定です。

## 6. 問題内容の充実の程度

この方式を採ったとしても、試験時間の制約が存在すると考えられるが、どの程度問題内容の充実(字数、問題数)を図ることができるか。受験生の負担や実施体制を考慮しつつ、十分な試験時間をどのように確保することができるのか。

高大接続システム改革会議「最終報告」においては、平成32年度から平成35年度までは短文記述式の問題を導入、平成36年度以降はより文字数の多い記述式の問題を導入することとされています。また、あわせて公表した問題例では、それぞれ40字～80字、200字～300字の問題を示しているところです。

一方、国大協の論点整理では、大学が記述式試験の採点を行う場合のメリットとして、採点のため時間的余裕が生まれ、解答文字数をふくめて出題の多様性の幅が拡大することが指摘されています。

共通テストにおいて、試験時間の制約があることは御指摘のとおりですが、全体を見直す中で、受験生の負担や実施体制を考慮しつつ、国語の試験時間の延長を含めて検討する予定です。この点については、限られた日程・時間配分の中で、試験全体としてのマーク式問題と記述式問題のバランスや識別性の確保など、様々な観点からの検討が必要です。今後、センターが実施するフィジビリティ検証の中で、モニターテストなどを通じて慎重に見極めてまいりたいと思います。

(なお、現行の国立大学の二次試験における国語の記述式問題についても現在分析を進めていますが、その記述文字数は、概ね100字程度までのものとなっており、今後は二次試験での記述文字数の充実を図ることも課題であると考えています。)

## 7. 新テストの記述式利用に関する各大学の裁量

個別試験で記述式を全受験生に対して実施している大学・学部は、入試要項にアドミッションポリシーを明記し、新テストの記述式を利用しないことを認めることができるか。

共通テストと個別選抜の全体を通じて、各大学・学部で記述式問題を導入することが必要と考えます。

共通テストにおいて記述式を導入する意義(高校教育へのメッセージ)については、前述したとおりでありますので、この点を十分ご理解いただきたいと考えています。

共通テストの記述式問題を利用する場合、作問の負担軽減を含め、個別選抜で実施する場合よりも負担は軽減されるものと考えています。

## 8. 大学関係者の理解・協力

記述式試験の実施が高校教育の質的向上を図る目的であるならば、国立大学のみならず、公私立大学を含めた多くの大学が入学選抜にこの試験を導入しなければ効果がない。公私立大学関係者の理解と協力を得ることが可能か。

公立大学では、すべての大学がセンター試験を利用していますが、各大学の判断によって具体の教科・科目を選択しています。

また、私立大学では、センター試験を活用する入試と活用しない入試があり、活用する場合でも、いわゆるアラカルト方式のもとで、多様な教科・科目を選択するとともに、日程も多様となっています。

国公立大学においてより多くの大学が記述式試験を利用していただくことが、高等学校に対し、能動的な学習をより幅広い形で促していく大きなメッセージになります。

センターにおいて、より良質な問題を提供するとともに、大学への提供データの範囲を拡大するべく努力を行います。こうして各大学の負担をより軽減するとともに、記述式問題導入の意義を共有していただくことで、できるだけ多くの大学に活用されるよう、公私立大学関係者の理解を得ていきたいと思えます。

#### 9. 採点実施に係る財政措置の問題

各国立大学が大学入試センターの代わりに実施する採点に係る経費についての財政措置をどうするのか。

現状において記述式試験を実施している大学も実施していない大学もありますので、一様には論じられませんが、経費の負担をどうすべきか、具体的な制度設計とともに、国大協のご意見も伺いながら今後検討していきます。